

①	動物用医療機器の販売又は貸与に関する業務に3年以上従事した者	
②	医師・歯科医師・獣医師又は薬剤師の資格を有する者	
③	動物用医薬品薬種商販売業の許可を受けた店舗における許可申請者又は当該店舗における適格者	
④	第1種又は第2種動物用医療機器製造販売業の医療機器等総括製造販売責任者の資格を有する者	<p>大学・高等専門学校において物理学、化学、生物学、工学（機械学、電気学、情報学、金属学その他工学の分野であって医療機器の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する業務の適正な実施に資すると認められるものに限る。）薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した者</p> <p>高校において物理学、化学、生物学、工学（機械学、電気学、情報学、金属学その他工学の分野であって医療機器の製造管理及び品質管理並びに製造販売後安全管理に関する業務の適正な実施に資すると認められるものに限る。）薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した後、医薬品若しくは再生医療等製品の品質管理若しくは製造販売後安全管理に関する業務又は医療機器の製造管理若しくは品質管理若しくは製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した者</p>
	動物用医療機器（一般医療機器を除く。）製造業の医療機器責任技術者の資格を有する者	<p>大学・高等専門学校において物理学、化学、生物学、工学（機械学、電気学、情報学、金属学その他工学の分野であって医療機器責任技術者の業務の適正な実施に資すると認められるものに限る。）薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した者</p> <p>高校において物理学、化学、生物学、工学（機械学、電気学、情報学、金属学その他工学の分野であって医療機器責任技術者の業務の適正な実施に資すると認められるものに限る。）薬学、医学、歯学又は獣医学に関する専門の課程を修了した後、医療機器の製造に関する業務に3年以上従事した者</p>
⑥	動物用医療機器修理業の医療機器修理責任技術者の資格を有する者	動物用医療機器の修理に関する業務に3年以上従事した者
⑦	人用医療機器（一般医療機器を除く。）販売・貸与業の営業所管理者の資格を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高度管理医療機器等（指定視力補正用レンズのみを除く。）の販売又は貸与に関する業務に3年以上従事した後、基礎講習を修了した者</li> <li>・ 高度管理医療機器等（指定視力補正用レンズのみ。）の販売又は貸与に関する業務に1年以上従事した後、基礎講習を修了した者</li> <li>・ 第1種又は第2種医療機器製造販売業の医療機器等総括製造販売責任者の資格を有する者</li> <li>・ 医療機器（一般医療機器を除く。）製造業の医療機器責任技術者の資格を有する者</li> <li>・ 医療機器修理業の医療機器修理責任技術者の要件を満たす者</li> <li>・ 医薬品薬種商販売業の許可を受けた店舗における許可申請者又は当該店舗における適格者</li> <li>・ 財団法人医療機器センター及び日本医科器械商工団体連合会が共催で実施した、医療機器販売適正事業所認定制度「販売管理責任者講習」を修了した者</li> <li>・ 特定管理医療機器を取扱う営業所の管理者<sup>※</sup></li> </ul>

※ 動物用管理医療機器販売・貸与業の管理医療機器営業所管理者に限る。